

主な監査等の種類

五所川原市監査委員事務局

1 定期監査（地方自治法第199条第4項）

毎会計年度1回以上期日を決めて、市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として実施

2 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政援助をしている団体及び公の施設の管理を委託している団体等を対象に、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施

3 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者の権限を行う市長の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施

4 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他の関係諸表の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施

5 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施

6 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかを主眼として実施